

# 八十八夜

# 架空請求の手紙に注意！

身に覚えのない手紙・ハガキ・メール等は警察へ相談を

東京法務管理局を装った架空請求の手紙(白い封筒)を多数認知しています！

『訴状』『答弁書』などと題した書類には、訴状取り下げ等に関する記載がなされていますが、記載されている連絡先には絶対に連絡せず、まずは家族や警察へ相談してください。

この度、ご連絡しましたのは貴方の利用されていた契約会社、ないし運営会社から契約不履行による民事訴訟として、裁判所に訴状が提出されましたことをご通知致します。裁判取り下げ最終期日を経て訴訟を開始させていただきます。尚、ご連絡なき場合原告側の主張が全面的に受理され執行官立ち合いの元、給料差し押さえ及び動産、不動産物の差し押さえを強制的に履行させていただきますので裁判所執行官による執行証書の交付を承諾して戴く様お願いいたします。

報酬等 請求事件	別紙当事者目録記載のとおり	
当事者の表示		
申立手数料(印紙)	2,950	円
支払い督促正本通知費用	1,140	円
支払い督促発行通知費用	1,140	円

東京法務管理局

最終取り下げ期日 令和 2年 7月 [ ]

お問い合わせ窓口 [ ]

注意 お車での来庁はお控えください 駐車場は使用できません  
ハガキによる督促は許致です 法務局から通達がハガキで届くことは御座りません

## 訴状 特別送達

事件名 料金未納遅延損害金 請求事件 第11号21番114  
少額訴訟による裁判を求めます。本件この裁判所において少額訴訟による管理及び執行を求めのは一回目です。

東京地方裁判所 御中 令和二年七月 日

原告側 裁判所申請 済 [ ] 事務所

送達場所等の提出  
原告(申立人)側に対する申し立て書類の送付に関しては弁護士事務所にて行ってください。  
〒 住所 TEL (被告側との関係)  
令和七月五日 [ ]

貼用印紙

日付	裁判官	赤	青	訴訟用
未定				手納郵便
相手方				訴訟物
相手方				債権
相手方				
相手方				
	93	85	64	43

詳細無しとし差める

写送部不要 受理のみ

法務局 受印権者欄

事件番号 令和 第11号21番 114  
被告

## 答弁書

東京地方裁判所 第 民事管理部 御中

- 第1 請求に対する答弁
- 1 原告の請求を棄却する
  - 2 訴訟費用は原告の負担とする
- 第2 請求の原因に対する答  
追って準備 答弁にて行う

以上